

令和2年度答申第6号

令和3年 3月10日

松戸市教育委員会  
教育長 伊藤 純一 様

松戸市情報公開審査会  
会長 後藤 仁哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和2年4月28日付け松教生企第21号をもって諮問のあった  
「平成31年2月15日に記者会見をおこなった市内小学生のいじめ重大事態  
に対する答申について

- 1、松戸市いじめ防止対策委員会第1回から第12回目までの議事録
- 2、松戸市いじめ防止対策委員会委員長から教育長への答申書
- 3、当該教師の処分について市教委から県に提出した報告書、及び県からの  
返答に類する書類
- 4、関連する記録全て」

の開示請求に係る公文書一部開示決定に対する審査請求について、別紙のとおり  
答申する。

## 答 申

### 1 審査会の結論

松戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当ではなく、別表中「開示すべき部分」の欄は、開示すべきである。

### 2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和2年2月14日付け公文書開示請求書により、「平成31年2月15日に記者会見をおこなった市内小学生のいじめ重大事態に対する答申について

- 1、松戸市いじめ防止対策委員会第1回から第12回目までの議事録
- 2、松戸市いじめ防止対策委員会委員長から教育長への答申書
- 3、当該教師の処分について市教委から県に提出した報告書、及び県からの返答に類する書類
- 4、関連する記録全て」

（以下「本件文書」という。）について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

実施機関は、本件開示請求に対して、令和2年2月28日付け、公文書一部開示決定通知書により、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和2年2月28日付け審査請求書により、本件処分に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求をした（条例第18条第1項）。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

#### （1）本件審査請求の趣旨

本件処分が不当であるため、非開示であった公文書の開示を求める。

#### （2）本件審査請求の理由

- ① 児童等の固有名詞以外は条例第7条第2号に該当しない。
- ② 以下の理由から条例第7条第5号に該当しない。

松戸市いじめ防止対策委員会議事録の一部が「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため」とあるが、既に終了している議事録を公開することは、審議検討協議内容に影響を及ぼさないため、該当するとはいえない。

- ③ 正確に開示されないことがかえって今後の委員会の中立性、公正性に影響を与える危険性が高まるため。
- ④ 不開示とする事由については個別に理由を明記する責任が市教育委員会にはあるため、その説明を求める。

条例第10条第3項（実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。）

#### 4 実施機関の説明要旨

##### (1) 条例第7条第2号に該当

本件文書には、いじめ重大事態に関する事案の内容が記載されており、個人に関する情報が含まれ、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより個人の利益を害するおそれがあるものに当たり、慣行として公にすることが予定されているものには当たらないことから、条例第7条第2号に該当する。

##### (2) 条例第7条第5号に該当

開示請求の対象となる松戸市教育委員会会議、松戸市いじめ防止対策委員会会議は、審議を非公開とされ、審議に参加する各委員は、非公開を前提として、率直かつ忌たんのない発言を行っているところであり、市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

##### (3) 答申書、事故報告書

答申書、事故報告書に関しても、個人情報を多く含み、条例第7条第2号に該当する。

##### (4) 公文書の不存在

「3、当該教師の処分について市教委から県に提出した報告書、及び県からの返答に類する書類」のうち、県からの返答に類する書類については、電話による回答のみであったため不存在。

また、「4、関連する記録全て」については、特定した公文書が全てであるから不存在。

以上のことにより、会議録及び個人情報が含まれる部分に関し、非開示とし、令和2年2月28日に、一部開示として、原処分をした。

また、審査請求人は、様々な主張を展開しているが、本件処分は条例にのっとり、適正に行われたものであることから、本件処分に何ら違法又は不当な点はなく、取り消す必要はない。

情報を公開することにより、個人の利益が失われることはいうまでもなく、本件では、報道等で実名や学校名が実際公表されたことで、児童等の私生活にまで影響が及んでいる。

今後本件が公開されることにより、人格権の侵害、名誉毀損に当たることは容易に想像でき、今回の決定は妥当な判断であると考えている。

## 5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

### (1) 条例における公文書の開示について

条例は、開示請求権として、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）とともに、公文書の開示義務として、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないこと（条例第7条）を規定している。また、実施機関の責務として、条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定している。

### (2) 本件文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録

(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。) であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう(条例第2条第2項)。

松戸市教育委員会は、情報公開の実施機関(条例第2条第1項)に該当するため、教育委員会の職員が作成し、保有する松戸市いじめ防止対策委員会会議の議事録、答申書、事故報告書等は、教育委員会の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、教育委員会の職員が組織的に用いるものとして、教育委員会が保有している文書、いわゆる組織共用文書に該当し、開示請求の対象となる。

ただし、開示請求時点で、実施機関が開示請求に係る公文書を保有していないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない(条例第10条第2項)。

### (3) 松戸市いじめ防止対策委員会について

松戸市いじめ防止対策委員会は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項の規定に基づき、松戸市いじめ防止対策委員会条例(平成27年条例第16号)により設置された執行機関の附属機関に該当する(地方自治法第138条の4第3項)。

いじめ防止対策委員会は、松戸市教育委員会の諮問に応じ、松戸市立小学校、中学校及び高等学校におけるいじめの防止等のための対策に関する事項及びいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事項について調査審議する(同条例第2条)。

いじめ防止対策委員会の委員は5人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱し、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない(同条例第4条)。また、会議には、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる(同条例第8条)。

### (4) いじめ防止対策推進法について

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある

他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（同法第2条）。

同法は、重大事態への学校の設置者又はその設置する学校による対処について、次のとおり規定する。

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

同条中「学校の設置者」とは、松戸市を、その「設置する学校」とは、松戸市立学校をいう（同法第30条）。また、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒を、「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう（同法第2条第3項及び第4項）。

（5）非開示情報について

条例は、公文書の開示義務として、第7条において、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないと規定する。

当審査会は、本件文書が非開示情報に該当するか否かについて検討するため、条例第24条の審査会の調査権限に基づき、諮問実施機関に対し、インカメラ資料として、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示

を求め、答申書、事故報告書及び議事録の内容が条例第7条第2号の個人情報及び同条第5号の審議検討協議情報に該当するか否かについて、検討した。

ア 個人情報について

条例第7条第2号は、個人情報について、次のとおり規定する。

(2) 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

同号本文中、個人に関する情報とは、個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）をいう。

同号ただし書は、個人情報の例外的開示として、個人の権利利益の保護の観点から、それらを侵害せず非開示とする必要のない情報（公知情報）、個人の権利利益よりも、生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回り、公益上公にすることが認められる情報及び行政の説明責務の観点から公にすることが認められる情報（職務遂行情報）を非開示情報から除く。

本件いじめに関する事案においては、インターネット等への掲載、報道機関による情報提供等により、事実上、第三者に知られる状況が見受けられるが、それらは、市のホームページ、告示等、公的な手段による周知方法には該当しないほか、いじめに関する事案が慣行として公表されているという事実もないため、公知情報に該当せず、また、生命、健康、生活又は財産の保護の緊急の必要性等はなく、公益情報に該当しない。また、本件文書には、児童等の個人情報が含まれるほか、関係法令等により、学校及び教育委員会における取扱いが定められており、職務遂行情報による開示の対象にならない。

本件いじめに関する個人情報には、当該行為の対象となった児童等（いじめを受けた児童等）の情報だけでなく、その者らと一定の人的関係にある児童等（いじめを行った児童等）の情報も含む。また、当該児童等の氏名のみを非開示としても、それ以外の既に拡散した情報と照合することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報は非開示となる。

次に、児童等の学校名は、入学する学校の指定に関する規則（昭和45年松戸市教育委員会規則第9号）第2条において、児童又は生徒の現住地の属する区域を学区として包含する学校を指定すること、及び現住地とは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所地であって、生活の本拠となる地をいうと規定されていること、並びに同号の通学区域については、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程（昭和45年松戸市教育委員会訓令第2号）により、同規程別表第1には各学校ごとの町名、丁目、番地が規定されていることからすると、児童等の学校名が開示されることにより、児童等の住所地の情報の一部が公となり、特定の個人が識別されることとなるため、児童等の学校名は、非開示となる。

その他、いじめ防止対策委員会の答申書及び事故報告書に記録された個人情報には、担任等による児童等の発言、行為、行動等に対する評価、判定等、また、学校教職員による当該児童等の心身の状態、相談等の記録に関する情報が含まれ、それらの情報を開示した場合には、その後、一般第三者、報道機関等による利用、インターネットへの掲載等が

想定され、その結果、いじめ防止対策は、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるようにすることを旨とする同法の基本理念（同法第3条）に反するおそれが生ずるため、文字の置き換え、黒塗り等による情報の匿名化を行い、一部開示等とすることが必要となる。

条例は、一部開示の方法について、実施機関は、開示請求に係る公文書に個人情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、個人情報に含まれないものとみなして、一部開示とすることを規定していること（第8条第2項）からすると、いじめ防止対策委員会の答申書及び事故報告書については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除き、別表の「開示すべき部分」の欄に該当する情報については、開示をすべきである。

なお、事故報告書により、既に開示された情報については、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるため、いじめ防止対策委員会の答申書においても、開示することが妥当である。

いじめ防止対策委員会の答申書について付言しておく。

本市では、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定により、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機関として松戸市いじめ防止対策委員会を設置したこと、また、同法第17条は、国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとするとして規定している趣旨からすると、いじめ防止対策委員会の答申書については、関係者との連携の強化のため、必要に応じ、できるだけ開示し、又は公表することが望ましい。

イ 議事録について

条例第7条第5号は、審議検討協議情報について、次のとおり規定する。

- (5) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

本号は、実施機関の公文書には、市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における意思決定前の案件に係る審議検討協議情報が少なからず含まれているため、審議、検討又は協議段階における市の機関等の適正な意思決定手続の確保のほか、市民の混乱の防止、不当な利益、不利益発生防止のため、市の機関等における意見交換、意思決定等に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に判断し、非開示情報の範囲及び要件を定めている。

附属機関等の会議が複数回開催される場合には、審議、検討等の過程が重層的、連続的となることが予想されるため、意思決定前の第三者への議事録の開示は、将来予定されている委員の発言に影響を与え、委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、又は、意思決定に不当な影響を与えたりするおそれが認められる。また、意思決定後であっても、後日、審議内容等を公にした場合には、新たな案件に係る審議において、委員の率直な意見表明と情報の交換等が阻害されるおそれが生じるとともに、審議検討中に、従前の審議の関係者その他の第三者からの関与、干渉等により、発言者及びその関係者等に危害等が及ぶことが危惧され、その結果、委員の意見表明が不当な影響を受けるおそれがある。

本件においては、そのような不測の事態を避けるため、いじめ防止対策委員会の開催に当たって、あらかじめ、委員長及び事務局が、議事録を非開示及び会議を非公開とすることを各委員に説明し、各委員もそれを前提として審議している以上、各委員がその役割及び機能を十分に果たしていくためには、委員の発言等、審議事項に関連する情報は、条例第7条第5号に該当するため、原則として、非開示とすることが、妥当

である。

また、議事録中、発言した委員の氏名等は、会議に出席し、発言することは公務の一環であり、職務遂行情報としての例外的開示（条例第7条第3号ウ）に該当するが、出席委員又は発言した委員の氏名を開示した場合には、審議において委員が発言に要した時間、又は全く発言をしなかったこと等が、公になり、今後、委員から忌たんのない意見を求めることができなくなるおそれが生ずるため、条例第7条第5号に該当し、非開示とすることが、妥当である。

なお、条例は、審議会等は、非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合等には、その会議を公開しないことができる旨を規定しているところ（第32条第1号）、教育委員会は、会議を秘密会として行ったことを、当該会議の議事録が非開示となる根拠として主張しているが、会議が非公開で行われること、いわゆる秘密会であることは、当該審議会等について作成した議事録、提出した関係資料等が非開示となることにそのまま結び付くものではなく、秘密会とされた会議における議事録の開示・非開示の取扱いについては、条例第7条各号の非開示情報への該当性について、別途、検討する必要がある。

本件に関して具体的に検討すると、本件文書中「平成31年第1回松戸市いじめ防止対策委員会議事録」の冒頭から教育長の挨拶までの記録については、その内容は、松戸市教育委員会からの諮問に応じ、議長である教育長が対策委員会の会議を招集し、審議を始めるに際して、議長及び教育長としての一般的な方針等を述べた記録であり、特定の児童、保護者等の記録は含まれておらず、個人情報に該当せず、また、出席委員による個別具体的な審議検討協議に入る前の段階における発言であり、審議検討協議情報にも該当しないため、開示すべきである。

#### ウ 事故報告書等について

本件文書中、既に開示されている情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（条例第7条第2号ア）に該当するため、開示すべきである。

## 6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。  
当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 開示対象公文書

No.	対象公文書名	非開示箇所	開示すべき部分
1	平成31年第1回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
2	平成31年第1回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	冒頭から教育長の挨拶までの記録
3	平成31年第2回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
4	平成31年第2回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
5	平成31年第3回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
6	平成31年第3回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
7	平成31年第4回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
8	平成31年第4回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
9	平成31年第5回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—

10	平成31年第5回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
11	平成31年第6回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
12	平成31年第6回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
13	平成31年第7回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
14	平成31年第7回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
15	平成31年第8回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
16	平成31年第8回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
17	平成31年第9回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—
18	平成31年第9回松戸市いじめ防止対策委員会議事録	全部	なし
19	平成31年第10回松戸市いじめ防止対策委員会議事録案について 起案用紙（合議を含む。）	なし	—

20	平成31年第10回 松戸市いじめ防止対 策委員会議事録	全部	なし
21	平成31年第11回 松戸市いじめ防止対 策委員会議事録案に ついて 起案用紙 (合議を含む。)	なし	—
22	平成31年第11回 松戸市いじめ防止対 策委員会議事録	全部	なし
23	平成31年第12回 松戸市いじめ防止対 策委員会議事録案に ついて 起案用紙 (合議を含む。)	なし	—
24	平成31年第12回 松戸市いじめ防止対 策委員会議事録	全部	なし
25	市内小学生へのいじ め重大事態(答申)	1頁、 「目次」の 4行目から6行 目、 8行目から10 行目、 11行目の左か ら3文字目から 7文字、 12行目から1 5行目、 17行目から1 8行目、 20行目から2 1行目  2頁、 「はじめに」の 10行目右から 2文字目から1 8文字、	1頁、 「目次」の 4行目から6行目、 8行目の1文字目、 8行目の5文字目から10行目まで、 11行目の左から3文字目から7文 字、 12行目から15行目、 17行目から18行目、 20行目の1文字目、13文字目以 降、 21行目の1文字目、12文字目以降  2頁、 「はじめに」の

		<p>1 4 行目 5 文字目から 1 2 文字、 2 5 行目 右から 2 文字目から 8 文字、 2 6 行目 右から 1 3 文字目から 3 4 文字</p> <p>3 頁の 1 行目 右から 4 文字目から 4 文字、 2 行目 1 7 文字目から 1 5 文字、 1 2 行目 6 文字目から 9 文字</p> <p>4 頁の 1 2 行目の見出し、 1 3 行目から 3 8 行目</p> <p>5 頁から 8 頁まで</p>	<p>1 4 行目 5 文字目から 4 文字、 1 4 文字目から 3 文字</p> <p>2 6 行目 右から 1 3 文字目から 2 0 文字</p> <p>4 頁の 1 2 行目の見出し、 1 3 行目 1 文字目から 1 5 文字、 1 8 行目 右から 8 文字目から 1 9 行目 右から 4 文字目まで、 2 7 行目 1 8 文字目から 3 2 行目 1 2 文字目まで、 2 0 文字目から 3 4 行目まで</p> <p>5 頁の 2 行目から 4 行目、 5 行目 1 文字目から 3 文字、 8 文字目以降、 6 行目 1 文字目、 9 行目 1 文字目、 1 1 行目 1 文字目、 1 3 行目 1 文字目、 1 6 行目 1 文字目、 1 7 行目から 2 0 行目 2 0 文字目まで、</p>
--	--	---	---

		<p>9 頁の 2 行目から 1 2 頁まで</p>	<p>2 0 行目 2 7 文字目から 2 3 行目ま で、 2 4 行目 1 文字目、 2 6 行目 1 文字目、 3 6 行目 1 文字目、</p> <p>6 頁の 1 行目から 4 行目 5 文字目まで、 6 行目 4 文字目から 1 0 行目右から 1 2 文字目まで、 1 0 行目右から 5 文字目から 1 2 行目 まで、 1 3 行目 1 文字目から 3 文字、 8 文字 目以降、 1 4 行目 1 文字目、 1 7 行目 1 文字目、 2 0 行目から 2 3 行目、 2 4 行目 1 文字目から 3 文字、 8 文字 目以降、 2 5 行目 1 文字目、 2 7 行目から 3 0 行目、 3 1 行目 1 文字目、 3 2 行目</p> <p>7 頁の 1 行目から 3 行目、 4 行目 1 文字目、 1 0 行目から 1 5 行目、 1 6 行目 1 文字目から 1 4 文字、 2 2 文字目から 1 7 行目 1 5 文字目まで、 1 8 行目右から 9 文字目から 3 5 行目 まで</p> <p>8 頁の全て</p> <p>9 頁の 2 行目 1 文字目から 2 0 文字、 2 6 文 字目から 7 文字、 3 行目右から 4 文字目から 5 行目 1 5 文字目まで、 6 行目 5 文字目から 7 行目右から 6 文 字目まで、</p>
--	--	------------------------------------	---

		<p>13頁の 1行目3文字目 から7文字、 2行目から</p>	<p>7行目右から2文字目から9行目まで、 10行目1文字目、5文字目以降、 11行目1文字目から3文字、5文字目以降、 12行目1文字目から2文字、7文字目から5文字、19文字目から6文字、 13行目17文字目から18行目右から5文字目まで、 19行目11文字目から20行目、 21行目1文字目から3文字、5文字目以降、 22行目2文字目から23行目2文字目まで、4文字目から28行目7文字目まで</p> <p>10頁の 1行目から2行目、 10行目</p> <p>11頁の 8行目から10行目2文字目まで、8文字目から2文字、15文字目から14行目3文字目まで、 14行目10文字目から20行目まで</p> <p>12頁の 9行目以降</p> <p>13頁の 1行目3文字目から7文字、 2行目から10行目まで、</p> <p>14頁の 1行目</p> <p>16頁の 7行目10文字目から8行目15文字目まで、</p>
--	--	--	--

		<p>17頁まで</p> <p>18頁の 2行目から20 頁24行目まで</p> <p>21頁の 5行目右から4 文字目から11 行目まで、 12行目3文字 目から25文字</p> <p>22頁の 2行目から23 頁まで</p>	<p>8行目右から8文字目から12行目ま で、</p> <p>17頁の 28行目以降</p> <p>18頁の 2行目から12行目8文字目まで、 12行目17文字目以降</p> <p>19頁の 1行目から14行目まで、 21行目から27行目まで、 34行目1文字目から3文字</p> <p>20頁の 4行目から6行目右から8文字目ま で、 7行目21文字目から10行目9文字 目まで、 10行目17文字目以降、 11行目8文字目から19行目7文字 目まで、 19行目17文字目から24行目まで</p> <p>22頁の 2行目1文字目から25文字、 3行目13文字目から8行目まで、 9行目1文字目、13文字目から10 行目9文字目まで、18文字目から1 3行目20文字目まで、 17行目右から16文字目から19行 目まで、</p>
--	--	--	--

			<p>20行目1文字目、12文字目から21行目4文字目まで、19文字目から24行目10文字目まで、 25行目9文字目から30行目4文字目まで、17文字目から14文字、 32行目15文字目以降</p> <p>23頁の 1行目から28行目3文字目まで、 28行目13文字目から17文字、 30行目4文字目から15文字目まで、 28文字目以降</p>
26	事故報告書の提出について	本文1行目の16文字目から13文字	本文1行目の 16文字目から4文字 25文字目から4文字
27	事故報告書	<p>1行目の文書記号番号、印影 6行目及び7行目、 14行目12文字目から14文字、 15行目8文字目から16行目まで、 17行目2文字目から18行目まで、 19行目2文字目から21行目まで</p>	<p>6行目1文字目から4文字 7行目1文字目から2文字 14行目17文字目から3文字</p>

※ 本文中（1頁の「目次」及び2頁の「はじめに」を除く。）、見出し等は一行に換算、半角文字等は一文字に換算。

### 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年 4月28日	諮問書の受理
令和2年 8月31日	第1回審査会（諮問の報告）
令和2年10月 8日	第2回審査会（審議・理由説明）
令和2年11月18日	第3回審査会（審議・理由説明）
令和2年12月17日	第4回審査会（審議・意見陳述）
令和3年 1月28日	第5回審査会（審議）
令和3年 3月10日	第6回審査会（審議）